新潟県

新潟県報

発行　新潟県
第 93 号
令和８年11月27日
毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主　要　目　次

告　示
899　介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の事業の廃止（高齢福祉保健課）
900　介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定(高齢福祉保健課)
901　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止（障害福祉課）
902　農用地利用集積等促進計画の認可（地域農政推進課）
903　換地処分の届出（農地整備課）
904　道路の供用開始（道路管理課）
905　道路の区域変更（道路管理課）
906　都市計画事業の認可（都市整備課）
公　告
特定調達契約の落札者等について（税務課）
一般競争入札の実施（地域医療政策課）
特定調達契約の落札者等（道路管理課）
公安委員会規則
13　新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（運転免許センター）
14　新潟県確認事務の委託の手続等に関する細則の一部を改正する規則（交通指導課）
15　新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則（地域課）

告　示

◎新潟県告示第899号

介護保険法（平成９年法律第123号）第75条第２項（又は第115条の５第２項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和８年11月27日

新潟県知事　　花　角　　英　世

事業所の名称	所在地	事業者	サービスの種類	届出の受理年月日	廃止年月日
医心館訪問介護ステーション上越	新潟県上越市下門前1698番	株式会社アンビス	訪問介護	令和８年10月23日	令和８年10月31日
医心館訪問介護ステーション上越Ⅱ	新潟県上越市上源入646番２	株式会社アンビス	訪問介護	令和８年10月23日	令和８年10月31日
医心館訪問看護ステーション上	新潟県上越市下門前1698番	株式会社アンビス	訪問看護	令和８年10月２日	令和８年10月31日

越			介護予防訪問看護		
医心館訪問看護ステーション上越Ⅱ	新潟県上越市上源入646番２	株式会社アンビス	訪問看護 介護予防訪問看護	令和８年10月２日	令和８年10月31日

◎新潟県告示第900号

介護保険法（平成９年法律第123号）第41条第１項（又は第53条第１項）の規定により、指定居宅サービス事業者（又は指定介護予防サービス事業者）を次のとおり指定した。

令和８年11月27日

新潟県知事　　花　角　　英　世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護	医心館訪問介護ステーション上越	新潟県上越市下門前1698番	株式会社アンビス西日本	令和８年11月１日
訪問介護	医心館訪問介護ステーション上越Ⅱ	新潟県上越市上源入646番２	株式会社アンビス西日本	令和８年11月１日
訪問看護 介護予防訪問看護	医心館訪問看護ステーション上越	新潟県上越市下門前1698番	株式会社アンビス西日本	令和８年11月１日
訪問看護 介護予防訪問看護	医心館訪問看護ステーション上越Ⅱ	新潟県上越市上源入646番２	株式会社アンビス西日本	令和８年11月１日

◎新潟県告示第901号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第２項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和８年11月27日

新潟県知事　　花　角　　英　世

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
重度訪問介護	SOMPOケア柏崎松波訪問介護	柏崎市松波２丁目４番20号	SOMPOケア株式会社	令和８年６月30日
重度訪問介護	SOMPOケア新発田訪問介護	新発田市住吉町４丁目14番33号　２階	SOMPOケア株式会社	令和８年６月30日
重度訪問介護	SOMPOケア加茂訪問介護	加茂市幸町１丁目15番28号	SOMPOケア株式会社	令和８年６月30日
居宅介護 重度訪問介護	訪問介護事業所ステーションたいよう	阿賀野市下条町９番６号	株式会社サンフォート	令和８年９月30日
重度訪問介護	SOMPOケア聖籠訪問介護	北蒲原郡聖籠町大字諏訪山字苔沼1559番30	SOMPOケア株式会社	令和８年６月30日

◎新潟県告示第902号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第11条第２項及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第１項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和８年11月27日

新潟県知事　　花　角　　英　世

1　農用地利用集積等促進計画の概要

(1) 農地中間管理機構に対する農地中間管理権の設定等（地域計画区域内）

市町村	農地中間管理権の設定等を行う者	農地中間管理権の設定等を行う土地
村上市	274者	大場沢横道3044番１ほか2,428筆　247.7ha
新発田市	15者	本田鴻巣浦182番１ほか58筆　13.5ha
阿賀野市	102者	寺社山本甲2860番ほか690筆　64.2ha
胎内市	４者	高野荒屋2037番１ほか12筆　4.3ha
聖籠町	２者	二本松楮畑1351番ほか５筆　0.6ha
新潟市	339者	北区浦ノ入前潟1807番２ほか3,363筆　238.5ha
五泉市	13者	城下２丁目一本杉656番ほか86筆　8.1ha
三条市	147者	名下ｶｹﾞ田2462番ほか618筆　106.7ha
燕市	10者	上児木村道前264番１ほか115筆　10.7ha
弥彦村	17者	山岸上十二石185番ほか118筆　12.7ha
長岡市	21者	思川新田鮫面152番１ほか86筆　8.9ha
見附市	22者	新潟東町388番３ほか119筆　15.4ha
小千谷市	５者	高梨町堤原742番ほか17筆　2.8ha
出雲崎町	４者	沢田城山1916番１ほか９筆　2.5ha
魚沼市	11者	干溝山畑1349番１ほか44筆　5.0ha
十日町市	８者	下条２丁目1223番ほか36筆　6.4ha
津南町	７者	赤沢10936番ほか46筆　14.3ha
柏崎市	83者	下田尻塚田441番ほか247筆　19.8ha
上越市	74者	大島区田麦野間苅1629番１ほか286筆　38.1ha
妙高市	14者	広島影村1147番４ほか38筆　5.5ha
糸魚川市	６者	上路中川原1625番ほか20筆　2.1ha
佐渡市	65者	泉牛丸1596番２ほか195筆　31.7ha
合計	1,243者	8,658筆　859.4ha

(2) 農地中間管理機構に対する農地中間管理権の設定等（地域計画区域外）

市町村	農地中間管理権の設定等を行う者	農地中間管理権の設定等を行う土地
阿賀野市	20者	堀越姥田2230番ほか56筆　3.4ha
聖籠町	１者	藤寄浦潟1310番１　0.1ha
新潟市	８者	西蒲区茨島新田629番ほか12筆　0.7ha
五泉市	３者	城下１丁目城下1568番２ほか８筆　0.5ha
三条市	43者	名下ﾜｶ田2426番ほか196筆　9.6ha
長岡市	２者	川口荒谷上ノ山490番ほか２筆　0.3ha
魚沼市	２者	中島下羽根川8番２ほか30筆　0.8ha
上越市	７者	安塚区樽田川原239番１ほか14筆　1.0ha
合計	86者	326筆　16.4ha

(3) 農地中間管理機構による賃借権の設定等（地域計画区域内）

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	111者	大場沢横道3044番１ほか2,428筆　247.7ha
新発田市	14者	本田鴻巣浦182番１ほか58筆　13.5ha
阿賀野市	41者	里大荒田1178番ほか690筆　64.2ha
胎内市	２者	高野荒屋2037番１ほか12筆　4.3ha
聖籠町	３者	二本松楮畑1351番ほか７筆　0.8ha

新潟市	262者	北区浦ノ入前潟1807番２ほか3,364筆　238.5ha
五泉市	12者	城下２丁目一本杉656番ほか86筆　8.1ha
三条市	54者	名下ｶｹﾞ田2462番ほか618筆　106.7ha
燕市	８者	上児木村道前264番１ほか115筆　10.7ha
弥彦村	11者	山岸上十二石185番ほか118筆　12.7ha
長岡市	11者	思川新田鮫面152番１ほか86筆　8.9ha
見附市	14者	新潟東町388番３ほか119筆　15.4ha
小千谷市	４者	高梨町堤原742番ほか17筆　2.8ha
出雲崎町	３者	沢田城山1916番１ほか９筆　2.5ha
魚沼市	７者	干溝山畑1349番１ほか44筆　5.0ha
十日町市	７者	下条２丁目1225番ほか36筆　6.4ha
津南町	４者	赤沢10936番ほか46筆　14.3ha
柏崎市	31者	下田尻塚田441番ほか247筆　19.8ha
上越市	34者	大島区田麦野間苅1629番１ほか286筆　38.1ha
妙高市	６者	広島影村1147番４ほか38筆　5.5ha
糸魚川市	６者	上路中川原1625番ほか20筆　2.1ha
佐渡市	44者	泉牛丸1596番２ほか195筆　31.7ha
合計	689者	8,661筆　859.6ha

(4) 農地中間管理機構による賃借権の設定等（地域計画区域外）

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
阿賀野市	16者	下ノ橋腰回り124番１ほか56筆　3.4ha
聖籠町	１者	藤寄浦潟1310番１　0.1ha
新潟市	６者	西蒲区茨島新田629番ほか12筆　0.7ha
五泉市	３者	城下１丁目城下1568番２ほか８筆　0.5ha
三条市	13者	名下ﾜｶ田2426番ほか196筆　9.6ha
長岡市	２者	川口荒谷上ノ山490番ほか２筆　0.3ha
魚沼市	２者	中島下羽根川8番２ほか30筆　0.8ha
上越市	５者	安塚区樽田川原239番１ほか14筆　1.0ha
合計	48者	326筆　16.4ha

(5) 農地中間管理機構による賃借権の設定等（移転・地域計画区域内）

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
阿賀野市	２者	堀越片田2891番１ほか７筆　0.7ha
新潟市	２者	北区森下木花488番ほか８筆　1.5ha
三条市	１者	大宮新田出来潟726番　0.2ha
津南町	１者	米原丙3727番ほか２筆　1.1ha
柏崎市	２者	宮平市ノ坪548番２ほか４筆　0.4ha
上越市	３者	五ヶ所新田大柳76番１ほか29筆　2.4ha
妙高市	２者	広島1丁目842番ほか８筆　0.3ha
合計	13者	65筆　6.6ha

(6) 農地中間管理機構による賃借権の設定等（移転・地域計画区域外）

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
新潟市	１者	北区森下地山1516番１ほか１筆　0.1ha
上越市	１者	下箱井苗代478番ほか５筆　0.2ha
合計	２者	8筆　0.3ha

(7) 農地中間管理機構に対する所有権の移転（買入・地域計画区域内）

市町村	所有権の移転を	所有権の移転を行う土地

	行う者	
新発田市	２者	三日市道上665番ほか１筆　0.1ha
阿賀野市	３者	上一分桶田5番１ほか17筆　1.3ha
胎内市	３者	羽黒山口584番２ほか11筆　1.0ha
新潟市	10者	江南区割野立野尻1130番ほか53筆　3.9ha
三条市	１者	下保内反中214番ほか４筆　0.6ha
燕市	１者	粟生津山王6595番　0.1ha
田上町	１者	吉田新田152番１ほか１筆　0.7ha
長岡市	３者	黒津町川原3430番ほか９筆　2.2ha
十日町市	１者	沖立1127番１ほか６筆　1.1ha
津南町	２者	上郷寺石戊663番ほか２筆　0.2ha
上越市	８者	柿崎区上下浜新田横江内758番ほか28筆　6.7ha
佐渡市	５者	羽茂小泊1014番２ほか７筆　1.1ha
合計	40者	151筆　18.7ha

(8) 農地中間管理機構による所有権の移転（売渡・地域計画区域内）

市町村	所有権の移転を受ける者	所有権の移転を受ける土地
新発田市	２者	三日市道上665番ほか１筆　0.1ha
阿賀野市	３者	上一分桶田5番１ほか17筆　1.3ha
胎内市	１者	羽黒山口584番２ほか11筆　1.0ha
新潟市	９者	江南区割野立野尻1130番ほか53筆　3.9ha
三条市	１者	下保内反中214番ほか４筆　0.6ha
燕市	１者	粟生津山王6595番　0.1ha
田上町	１者	吉田新田152番１ほか１筆　0.7ha
長岡市	４者	黒津町川原3430番ほか９筆　2.2ha
十日町市	１者	沖立1127番１ほか６筆　1.1ha
津南町	２者	上郷寺石戊663番ほか２筆　0.2ha
上越市	５者	柿崎区上下浜新田横江内758番ほか28筆　6.7ha
佐渡市	４者	羽茂小泊1014番２ほか７筆　1.1ha
合計	34者	151筆　18.7ha

２　認可年月日

令和８年11月27日

◎新潟県告示第903号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の４において準用する第54条第３項の規定により、糸魚川市から区画整理（農地災害関連区画整備）事業来海沢地区（全換地区）に係る換地処分をした旨の届出があった。

令和８年11月27日

新潟県糸魚川地域振興局長

◎新潟県告示第904号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第２項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和８年11月27日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　路　線　名　　一般国道　460号

２　供用開始の区間

阿賀野市南安野町1787番１から同市南安野町1779番１まで

３　供用開始の期日　　令和８年11月27日

◎新潟県告示第905号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所用地・行政課において縦覧に供する。

令和８年11月27日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　黒倉野中線

３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
東蒲原郡阿賀町七名字黒倉乙2817番３から	新	8.4～18.0メートル	376.0メートル
同郡同町七名字経塚峯乙3057番５まで	旧	5.2～18.0メートル	385.0メートル

◎新潟県告示第906号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第１項の規定により、次の都市計画事業を認可した。

令和８年11月27日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　施行者の名称

新潟市

２　都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類　新潟都市計画道路事業

(2) 名称　３・５・706号巻停車場線及び８・７・504号巻駅東西自由通路

３　事業施行期間

令和８年11月27日から令和15年３月31日まで

４　事業地

(1) 収用の部分

新潟市西蒲区巻甲地内

(2) 使用の部分

新潟市西蒲区巻甲地内

公　　告

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和８年11月27日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　調達件名及び数量

新潟県次期税務システム導入業務

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県総務部税務課

新潟県新潟市中央区新光町４番地１

３　調達方法

委託

４　契約方式

随意契約

５　契約日
　令和８年11月13日
６　契約者の氏名及び住所
　株式会社ＮＴＴデータ
　東京都江東区豊洲三丁目３番３号
７　契約価格
　787,710,000円
８　随意契約によることとした理由
　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第11条第１項第１号

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、内視鏡システムの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和８年11月27日

新潟県基幹病院事業
新潟県知事　　花　角　　英　世

１　入札に付する事項
(1) 購入等件名及び数量
　内視鏡システム　一式
(2) 調達案件の仕様等
　入札説明書による。
(3) 納入期限
　令和９年３月31日（水）
(4) 納入場所
　入札説明書による。
(5) 入札方法
　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札に参加する者に必要な資格
　入札に参加する者に必要な資格は次のとおりとする。
(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。
(2) 指名停止期間中の者でないこと。
(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。
(4) 応札物品が本調達物品の仕様に適合することが確認できた者であること。

３　入札書の提出場所等
(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
　郵便番号　950－8570
　新潟県新潟市中央区新光町４番地１
　新潟県福祉保健部地域医療政策課
　電話番号　025－280－5632
　Ｅメール　ngt040320@pref.niigata.lg.jp
(2) 入札説明書の交付等
　入札説明書の交付は、本公告の日から上記(1)の場所で行うほか、新潟県入札情報サービスで公開する。
(3) 入札書の提出方法
　この一般競争入札に参加を希望する者で、本公告に示した競争参加資格を有すると契約担当者が判断した

者にあっては、下記(4)の入札書の受領期限までに封印した入札書を上記(1)に提出しなければならない。
また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。

(4) 入札書の受領期限
令和９年１月７日（木）　午後４時

(5) 開札の日時及び場所
令和９年１月８日（金）　午前９時
新潟県福祉保健部地域医療政策課

４　その他

(1) 契約において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金
免除する。

(3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第44条第１号又は第３号に該当する場合は、免除する。

(4) 競争入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
資格者名簿に登載されていない者で、本調達物品の入札への参加を希望する者は、新潟県物品等入札参加資格審査申請書を令和８年12月４日（金）午後４時までに、出納局会計検査課に提出しなければならない。

(5) 入札者に求められる事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申請書等を令和８年12月17日（木）午後４時までに、本公告に示した競争参加資格を証明する書類を添付して、上記３(1)の場所に提出しなければならない。
また、新潟県電子入札システムで提出することもできる。
入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(6) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法
規則第54条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否
要

(9) 不当介入に対する通報報告
契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県基幹病院事業）へ通報報告を行うこと。

(10)　契約の停止等
当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年６月新潟県告示第1221号）に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(11)　その他
詳細は入札説明書による。

５　Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:
Endoscopic system　[１]set

(2) Deadline for bid participant applications:
４：00P.M. December 17, 2026

(3) Date of bid opening:
９：00A.M. January 8, 2027

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:
Regional Health Policy Division
Department of Health and Social Welfare
Niigata Prefectural Government
４－１ Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata Prefecture

950－8570
JAPAN
TEL: 025－280－5632
E-mail：ngt040320@pref.niigata.lg.jp

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成７年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和８年11月27日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　調達件名及び数量

(1) 凍結防止剤（村上・新発田）１ｔフレコン（単価契約）　予定数量910ｔ

(2) 凍結防止剤（新津・津川・三条）１ｔフレコン及び25kg包装（単価契約）　１t予定数量1,870ｔ　25kg予定数量10ｔ

(3) 凍結防止剤（長岡）１ｔフレコン及び25kg包装（単価契約）　１t予定数量3,270ｔ　25kg予定数量６ｔ

(4) 凍結防止剤（十日町）１ｔフレコン及び25kg包装（単価契約）　１t予定数量 1,790ｔ　25kg予定数量１ｔ

(5) 凍結防止剤（魚沼・南魚沼）１ｔフレコン（単価契約）　予定数量1,900ｔ

(6) 凍結防止剤（柏崎・上越・糸魚川）１ｔフレコン及び25kg包装（単価契約）　１t予定数量3,070ｔ　25kg予定数量１ｔ

(7) 凍結防止剤（佐渡）１ｔフレコン及び25kg包装（単価契約）　１t予定数量790ｔ　25kg予定数量３ｔ

２　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県土木部道路管理課

新潟県新潟市中央区新光町４番地１

３　調達方法

購入等

４　契約方式

一般競争入札

５　落札決定日

令和８年10月21日

６　落札者の氏名及び住所

(1) 株式会社高助　新潟県新潟市中央区礎町通四ノ町2100番地

(2) 株式会社川崎薬品商会　新潟県加茂市五番町５番２号

(3) 三恵株式会社　新潟県三条市元町15番16号

(4) 近藤産業株式会社　新潟県長岡市大島本町３丁目333番地

(5) ＮＣクリエイト株式会社　新潟県長岡市関原町１丁目1034番地１

(6) 近藤産業株式会社　新潟県長岡市大島本町３丁目333番地

(7) ジャパンソルト株式会社新潟支店　新潟県見附市新幸町９番４号

７　落札価格

(1) 44,550円/t

(2) 107,800円/t

(3) 110,550円/t

(4) 111,540円/t

(5) 46,530円/t

(6) 112,090円/t

(7) 126,500円/t

８　入札公告日

令和８年９月11日

９　落札方式

最低価格

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第13号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和８年11月27日

新潟県公安委員会

委員長　和　田　裕

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

第１条　新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次の表のように改正する。

（下線及び太枠部分は改正部分）

改正後	改正前
（特定免許情報の記録等の場所） **第18条の２**　法第95条の２第３項に規定する特定免許情報の記録は、次の各号に掲げる場所において行う。 (1) 北蒲原郡聖籠町東港 （略） (2)～(4)　（略） (5) 新潟市中央区西堀通６番町 運転免許センター古町出張所（以下「古町出張所」という。）	（特定免許情報の記録等の場所） **第18条の２**　法第95条の２第３項に規定する特定免許情報の記録は、次の各号に掲げる場所において行う。 (1) 北蒲原郡聖籠町 （略） (2)～(4)　（略）
（免許申請書等の提出等） **第22条**　法第89条の免許申請書及び法第100条の２第５項の再試験受験申込書は、第20条に掲げる場所に提出するものとする。	（免許申請書等の提出等） **第22条**　法第89条の免許申請書及び法第100条の２第５項の再試験受験申込書は、第20条各号に掲げる場所に提出するものとする。
（更新申請場所等） **第24条の２**　（略） ２～４　（略） ５　法第104条の４第１項に規定する運転免許の取消し申請（以下「取消し申請」という。）を行う場所は、運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所、古町出張所及び住所地を管轄する警察署（佐渡警察署を除く。）とする。ただし、胎内市に住所地を有する者は、新発田警察署胎内分庁舎において、また、長岡市のうち旧栃尾市（平成17年12月31日現在における栃尾市をいう。）に住所地を有する者は、長岡警察署栃尾幹部交番においても申請を行うことができる。 ６・７　（略）	（更新申請場所等） **第24条の２**　（略） ２～４　（略） ５　法第104条の４第１項に規定する運転免許の取消し申請（以下「取消し申請」という。）を行う場所は、運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所、運転免許センター古町出張所（以下「古町出張所」という。）及び住所地を管轄する警察署（佐渡警察署を除く。）とする。ただし、胎内市に住所地を有する者は、新発田警察署胎内分庁舎において、また、長岡市のうち旧栃尾市（平成17年12月31日現在における栃尾市をいう。）に住所地を有する者は、長岡警察署栃尾幹部交番においても申請を行うことができる。 ６・７　（略）
（運転免許証等の更新申請における申請用写真の省略） **第24条の３**　規則第29条第３項（規則第29条の２第３項において準用する場合を含む。）の規定により申請用写真を省略できる場合は、第18条の２第１号から第４号までに掲げる場所において法第101条第１項に規定する運転免許証等の更新申請又は法第101条の２第１項に規定する更新期間前における運転免許証等の更新申請を行う場合とする。た	（運転免許証等の更新申請における申請用写真の省略） **第24条の３**　規則第29条第３項（規則第29条の２第３項において準用する場合を含む。）の規定により申請用写真を省略できる場合は、第18条の２各号に掲げる場所において法第101条第１項に規定する運転免許証等の更新申請又は法第101条の２第１項に規定する更新期間前における運転免許証等の更新申請を行う場合とする。ただし、次の各号の

だし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)・(2)　(略)

（取消し申請における申請用写真の省略）

第24条の４　規則第30条の７第４項の規定により申請用写真を省略できる場合は、第18条の２各号に掲げる場所又は警察署（佐渡警察署を除く。）において取消し申請を行う場合とする。ただし、前条各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（特定免許情報の記録の申請等における申請用写真の省略）

第24条の５　規則第21条の２第３項の規定により申請用写真を省略できる場合は、第18条の２各号に掲げる場所において、特定免許情報の記録申請を行う場合とする。ただし、第24条の３各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

２　規則第21条の９第３項の規定により申請用写真を省略できる場合は、第18条の２第１号から第４号までに掲げる場所において、免許情報記録個人番号カードのみを有する者に係る運転免許証の交付申請を行う場合とする。ただし、第24条の３各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（運転経歴証明書の交付等の申請手続）

第24条の６　(略)

２　規則第30条の８第２項の規定により申請用写真を省略できる場合は、第18条の２第１号から第４号までに掲げる場所において取消し申請と日を同じくして運転経歴証明書の交付若しくは運転経歴情報の記録又はその双方を申請する場合とする。

３～５　(略)

（運転経歴情報の抹消）

第24条の８　規則第30条の16第２項の規定により運転経歴情報の抹消の届出をしようとする者は、第18条の２各号に掲げる場所に、運転経歴情報記録個人番号カードを提示するとともに運転経歴情報抹消届（別記様式第12の６）を提出しなければならない。

別表第３

申請場所	区分	更新申請ができる者の範囲
(略)		

いずれかに該当するときは、この限りでない。

(1)・(2)　(略)

（取消し申請における申請用写真の省略）

第24条の４　規則第30条の７第４項の規定により申請用写真を省略できる場合は、第18条の２各号に掲げる場所、古町出張所又は警察署（佐渡警察署を除く。）において取消し申請を行う場合とする。ただし、前条各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（特定免許情報の記録の申請等における申請用写真の省略）

第24条の５　規則第21条の２第３項の規定及び規則第21条の９第３項の規定により申請用写真を省略できる場合は、第18条の２各号に掲げる場所において、特定免許情報の記録申請を行う場合及び免許情報記録個人番号カードのみを有する者に係る運転免許証の交付申請を行う場合とする。ただし、第24条の３各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

（運転経歴証明書の交付等の申請手続）

第24条の６　(略)

２　規則第30条の８第２項の規定により申請用写真を省略できる場合は、第18条の２各号に掲げる場所において取消し申請と日を同じくして運転経歴証明書の交付を申請する場合とする。

３～５　(略)

（運転経歴情報の抹消）

第24条の８　規則第30条の16第１項の規定により運転経歴情報の抹消の届出をしようとする者は、第18条の２各号に掲げる場所に、運転経歴情報記録個人番号カードを提示するとともに運転経歴情報抹消届（別記様式第12の６）を提出しなければならない。

別表第３

申請場所	区分	更新申請ができる者の範囲
(略)		

運転免許センター、長岡支所、上越支所及び佐渡支所	（略）	（略）
住所地を管轄する警察署の更新窓口	（略）	（略） 村上警察署管内に住所地を有する者で小型特殊免許又は原付免許以外の免許を有しないもの （略）

注　現に受けている免許に条件（身体の障害に限るものとし、眼鏡及び補聴器の使用を除く。以下同じ。）が付されている者及び新たに免許の条件が付されるおそれのある者で、警察本部長が必要と認めるものは、運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所又は古町出張所で適性検査を受けなければならない。

別記様式第19（第26条関係）

（略）

初心運転者講習終了証明書

（略）

免許の種類	

上記の者は、　年　月　日道路交通法第108条の２第１項第10号に掲げる講習を終了したものであることを証明する。

（略）

別記様式第19の２（第26条関係）

（略）

若年運転者講習終了証明書

（略）

上記の者は、　年　月　日道路交通法第108条の２第１項第14号に掲げる講習を終了したものであることを証明する。

（略）

運転免許センター、長岡支所及び上越支所	（略）	（略）
佐渡支所	一般運転者講習対象者及び違反運転者等講習対象者	佐渡警察署の管内に住所地を有する者
住所地を管轄する警察署の更新窓口	（略）	（略） 村上、五泉、秋葉及び新潟南の各警察署管内に住所地を有する者で小型特殊免許又は原付免許以外の免許を有しない者 （略）

注　現に受けている免許に条件（身体の障害に限るものとし、眼鏡及び補聴器の使用を除く。以下同じ。）が付されている者及び新たに免許の条件が付されるおそれのある者で、警察本部長が必要と認める者は、運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所又は古町出張所で適性検査を受けなければならない。

別記様式第19（第26条関係）

（略）

初心運転者講習終了証明書

（略）

講習の種類	

上記の者は、　年　月　日道路交通法第108条の２第１項第10号に規定する講習を終了した者であることを証明する。

（略）

別記様式第19の２（第26条関係）

（略）

若年運転者講習終了証明書

（略）

上記の者は、　年　月　日道路交通法第108条の２第１項第14号に規定する講習を終了した者であることを証明する。

（略）

第２条　新潟県道路交通法施行細則の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前

（更新申請場所等） **第24条の２**　（略） ２・３　（略） ４　法第94条第１項に規定する運転免許証等の記載事項の変更届出を行う場所は、第18条の２各号に掲げる場所、各警察署（佐渡警察署を除く。）及び新発田警察署胎内分庁舎とする。 ５　法第104条の４第１項に規定する運転免許の取消し申請（以下「取消し申請」という。）を行う場所は、運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所、古町出張所及び住所地を管轄する警察署（佐渡警察署を除く。）とする。ただし、胎内市に住所地を有する者は、新発田警察署胎内分庁舎においても申請を行うことができる。 ６・７　（略） **別表第３** （略） （略）	（更新申請場所等） **第24条の２**　（略） ２・３　（略） ４　法第94条第１項に規定する運転免許証等の記載事項の変更届出を行う場所は、第18条の２各号に掲げる場所、各警察署（佐渡警察署を除く。）、新発田警察署胎内分庁舎及び長岡警察署栃尾幹部交番とする。 ５　法第104条の４第１項に規定する運転免許の取消し申請（以下「取消し申請」という。）を行う場所は、運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所、古町出張所及び住所地を管轄する警察署（佐渡警察署を除く。）とする。ただし、胎内市に住所地を有する者は、新発田警察署胎内分庁舎において、また、長岡市のうち旧栃尾市（平成17年12月31日現在における栃尾市をいう。）に住所地を有する者は、長岡警察署栃尾幹部交番においても申請を行うことができる。 ６・７　（略） **別表第３** （略） （略）

申請場所	（略）
（略）	
運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所及び古町出張所並びに県内各警察署（佐渡警察署を除く。）の更新窓口並びに新発田警察署胎内分庁舎	（略）
（略）	

申請場所	（略）
（略）	
運転免許センター、長岡支所、上越支所、佐渡支所及び古町出張所並びに県内各警察署（佐渡警察署を除く。）の更新窓口並びに新発田警察署胎内分庁舎及び長岡警察署栃尾幹部交番	（略）
（略）	

附　則

この規則中第１条の改正は令和８年12月１日から、第２条の改正は令和９年１月１日から施行する。

新潟県公安委員会規則第14号

新潟県確認事務の委託の手続等に関する細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和８年11月27日

新潟県公安委員会

委員長　和　田　　裕

新潟県確認事務の委託の手続等に関する細則の一部を改正する規則

新潟県確認事務の委託の手続等に関する細則（平成17年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次の表のように改正する。

（太枠部分は改正部分）

<table>
<tr><th>改　正　後</th><th>改　正　前</th></tr>
<tr><td>

別記様式第７号（第７条関係）
（表）
（略）
駐車監視員資格者講習受講申込書
（略）
<table>
<tr><td rowspan="5">申込者</td><td>住所</td><td colspan="2">（略）</td><td rowspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>（ふりがな）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
</table>
（略）
（略）

</td><td>

別記様式第７号（第７条関係）
（表）
（略）
駐車監視員資格者講習受講申込書
（略）
<table>
<tr><td rowspan="6">申込者</td><td>本籍</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="4">（略）</td></tr>
<tr><td>（ふりがな）</td><td></td><td rowspan="2">性別</td><td rowspan="2">男・女</td><td rowspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
</table>
（略）
（略）

</td></tr>
<tr><td>

別記様式第８号（第８条関係）
（略）
駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）
再交付申請書
（略）
<table>
<tr><td rowspan="5">申請者</td><td>住所</td><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>（ふりがな）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
</table>
（略）

</td><td>

別記様式第８号（第８条関係）
（略）
駐車監視員資格者講習修了証明書（認定書）
再交付申請書
（略）
<table>
<tr><td rowspan="6">申請者</td><td>本籍</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>（ふりがな）</td><td></td><td rowspan="2">性別</td><td rowspan="2">男・女</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
</table>
（略）

</td></tr>
<tr><td>

別記様式第９号（第９条関係）
（略）
認定申請書
（略）
<table>
<tr><td rowspan="5">申請者</td><td>住所</td><td colspan="2">（略）</td><td rowspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>（ふりがな）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
</table>
（略）

</td><td>

別記様式第９号（第９条関係）
（略）
認定申請書
（略）
<table>
<tr><td rowspan="6">申請者</td><td>本籍</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="4">（略）</td></tr>
<tr><td>（ふりがな）</td><td></td><td rowspan="2">性別</td><td rowspan="2">男・女</td><td rowspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>氏名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4">（略）</td></tr>
</table>
（略）

</td></tr>
<tr><td>**別記様式第10号**（第10条関係）</td><td>**別記様式第10号**（第10条関係）</td></tr>
</table>

（略）
駐車監視員資格者証交付申請書
（略）

申請者	住所	（略）	
	（ふりがな） 氏名		（略）
	（略）		
（略）			

（略）

（略）
駐車監視員資格者証交付申請書
（略）

申請者	本籍				
	住所	（略）			
	（ふりがな） 氏名		性別	男・女	（略）
	（略）				
（略）					

（略）

別記様式第12号（第11条関係）

（略）
駐車監視員資格者証書換え交付申請書
（略）

申請者	住所	（略）	
	（ふりがな） 氏名		（略）
	（略）		
（略）			

（略）

別記様式第12号（第11条関係）

（略）
駐車監視員資格者証書換え交付申請書
（略）

申請者	本籍				
	住所	（略）			
	（ふりがな） 氏名		性別	男・女	（略）
	（略）				
（略）					

（略）

別記様式第13号（第12条関係）

（略）
駐車監視員資格者証再交付申請書
（略）

申請者	住所	（略）	
	（ふりがな） 氏名		（略）
	（略）		
（略）			

（略）

別記様式第13号（第12条関係）

（略）
駐車監視員資格者証再交付申請書
（略）

申請者	本籍				
	住所	（略）			
	（ふりがな） 氏名		性別	男・女	（略）
	（略）				
（略）					

（略）

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正前の様式により使用されている書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

新潟県公安委員会規則第15号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和８年11月27日

新潟県公安委員会

委員長　和　田　　裕

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次の表のように改正する。

（下線及び太枠部分は改正部分）

改正後

別表

署名	名称	位置	所管区域
（略）			
江南警察署	（略）		
	横越交番	（略）	新潟市江南区のうち茜ヶ丘、いぶき野１・２丁目、うぐいす１・２丁目、小杉１・２・３・４・５丁目、小杉、駒込１・２丁目、駒込、平山、藤山１・２丁目、藤山、横越、横越上町１・２・３・４・５丁目、横越川根町１・２・３・４・５丁目、横越中央１・２・３・４・５・６・７・８丁目、横越東町１・２丁目、阿賀野１・２丁目、木津、木津１・２・３・４・５丁目、木津工業団地、沢海、沢海１・２・３丁目、二本木、二本木１・２・３・４・５丁目
（略）			
五泉警察署	（略）		
	村松交番	五泉市村松学校町	五泉市のうち城下１・２丁目、美郷、村松、村松甲、愛宕、

改正前

別表

署名	名称	位置	所管区域
（略）			
江南警察署	（略）		
	横越駐在所	（略）	新潟市江南区のうち茜ヶ丘、いぶき野１・２丁目、うぐいす１・２丁目、小杉１・２・３・４・５丁目、小杉、駒込１・２丁目、駒込、平山、藤山１・２丁目、藤山、横越、横越上町１・２・３・４・５丁目、横越川根町１・２・３・４・５丁目、横越中央１・２・３・４・５・６・７・８丁目、横越東町１・２丁目
	沢海駐在所	新潟市江南区沢海２丁目	新潟市江南区のうち阿賀野１・２丁目、木津、木津１・２・３・４・５丁目、木津工業団地、沢海、沢海１・２・３丁目、二本木、二本木１・２・３・４・５丁目
（略）			
五泉警察署	（略）		
	村松交番	五泉市村松乙	五泉市のうち城下１・２丁目、美郷、村松、村松甲、愛宕、

				番坂甲、村松秋葉町、村松泉町、村松浦寺、村松大手、村松御徒士町、村松鍛冶丁、村松春日、村松片町、村松学校町、村松上浦町、村松上宝町、村松上根木町、村松上町、村松搦手、村松小新保、村松山王前、村松下浦町、村松下宝町、村松下根木町、村松下町、村松城町、村松城跡、村松新丁、村松新町、村松新道、村松寺町、村松長柄町、村松仲丁、村松仲町、村松馬場丁、村松本堂、村松横町、上木越、木越荒屋、東石曽根、熊野堂、宮野下、石曽根、新田町、本田屋、千原、別所、大口、中島、安出、大原、蛭野、新屋、山谷、下戸倉、上戸倉
	（略）			
（略）				
佐渡警察署	（略）			
	（略）			
	新穂交番	（略）		佐渡市のうち新穂皆川、新穂舟下、上新穂、下新穂、新穂井内、新穂北方、新穂、新穂大野、新穂武井、畑野、目黒町、寺田、三宮、畉田、栗野江、小倉、坊ヶ浦、大久保、猿八、長谷、宮川、飯持、新穂瓜生屋、新穂青木、新穂正明寺、新穂田野沢、新穂潟上、新穂長畝

				番坂甲、村松乙、村松丙、上木越、木越荒屋、東石曽根、熊野堂、宮野下、石曽根、新田町、本田屋、千原、別所、大口、中島、安出、大原、蛭野、新屋、山谷、下戸倉、上戸倉
	（略）			
（略）				
佐渡警察署	（略）			
	畑野駐在所	佐渡市畑野		佐渡市のうち畑野、目黒町、寺田、三宮、畉田、栗野江、小倉、坊ヶ浦、大久保、猿八、長谷、宮川、飯持
	（略）			
	新穂駐在所	（略）		佐渡市のうち新穂皆川、新穂舟下、上新穂、下新穂、新穂井内、新穂北方、新穂、新穂大野、新穂武井

					潟上駐在所	佐渡市新穂潟上	佐渡市のうち新穂瓜生屋、新穂青木、新穂正明寺、新穂田野沢、新穂潟上、新穂長畝

附　則

この規則中別表江南警察署の部の改正は令和９年２月１日から、同表五泉警察署の部の改正は公布の日から、同表佐渡警察署の部の改正は令和９年１月４日から施行する。